

第17回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員 (10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 41号 | 農地転用制限の例外の届出について |
| 日程第 4 | 報告第 42号 | 非農地証明願いについて |
| 日程第 5 | 報告第 43号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 6 | 報告第 44号 | 農地法第18条の規定による報告について |
| 日程第 7 | 議案第 52号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 53号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 54号 | 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について |
| 日程第 10 | 議案第 55号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |
| 日程第 11 | 議案第 56号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について
(農地中間管理事業) |

議 長

朝来ますと、平地の方は雨降りですが、私の周りの山沿いは真っ白であります。5 cmほど降りまして、なかなか強い雨が降っているのに消えない状況が続いていて、冬の始まりと思った所であります。飯豊山も黒い所がないくらい、真っ白になっていると、いよいよ来たわけであります。

先日、12.13 日で山形県農業委員大会に参加されたみなさん、大変ご苦労様でした。雨降りの中での研修ということで、思うような場所を見ることが出来なかったわけですが、コロナ禍の中での感染対策を十分にした上での大会、研修ということで、良い 2 日間かと思っております。農業委員会大会がすごいのか、山形県も助成金決定したということで、委員会大会決議事項が功を奏したのか、タイミングが良かったのか、あのような大会も必要かとしみじみ思った所でありました。

コロナ禍も東京近辺も二桁台に落ちているということで、第 6 波は来るという恐れはあるんですが、飯豊町管内のコロナの事情について説明があったと思いますが、コロナに負けずに、委員会活動を頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまより第 17 回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第 1「会議録署名委員の指名について」運営内規第 8 条の規定により、6 番鈴木寛幸委員、7 番横澤謙次委員を指名致します。日程第 2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日 1 日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 4 1 号「農地転用制限の例外の届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

農地転用制限の例外の届出について報告いたします。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字宮在家 1534-1	
	地目地積	田 1 筆で 60 m ²	

飯豊町役場から北北東へ 400 メートルの位置にある農地でございます。詳細な場所については、位置図、案内図併せて配置図を添付しておりますのでご覧ください。地目、田、現況、畑、面積 401 m²の内 60 m²ですが、物置及び通路として平成 20 年頃から使用しておりました。11 月 10 日、地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。200 m²未満の農業用施設の用に供する自己転用の場合は、農地法の許可は不要であります。今回の農地パトロールで確認されたため、土地所有者から届け出いただきました。こちらのおばあさんの足腰が悪くなって、農作業の鍬、スコップ等を

こちらの中に入れて、農作業の施設として使用しているとお話を頂いております。以上報告とさせていただきます。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第4報告第42号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 非農地証明交付申請の届出がありましたので報告いたします。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	小白川字大谷地 3264-66	
	地目地積	畑 1 筆で 231 m ²	

飯豊町役場から南へ約 2km 県道飯豊長井線沿いの位置にある農地です。詳細な場所については、位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。地目、田、面積 231 m²でございます。非農地となった時期および事由ですが、昭和 60 年に相続しましたが、その当時から現況のような原野でありました。近隣の方に売買の意向があり非農地証明願が出されたところでございます。11 月 16 日、地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。以上報告といたします。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第5報告第43号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告いたします。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	松原字町北 1590 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 1 筆で 2,336 m ²	

1 番の案件は相続によるものであり、あっせん等の希望はありません。以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第6報告第44号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 下記のとおり農地貸借につき合意による通知があったので報告いたします。

1 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
-----	-------	-----	-----

	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字中洞二 6477-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 20,182 m ²	

以上、報告致します。

議長 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 7 議案第 5 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

菅野補佐 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野 153-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 838 m ²	

以上でございます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 ただいまの案件であります。〇〇〇の母親が 1 人で小白川に住んでおりましたが、この度、高齢ならびに病気がちということで、取手市の娘さんの方に行かれるということで、家、その他、すべてを処分してということで、畑に関しては、ちょうど道向かいにあります、〇〇〇に現状のまま、少し荒れておりますので、無償での所有権移転となりました。各難問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 8 議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大谷地 3264-273	
	地目地積	畑 1 筆で 132 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大谷地 3264-274	
	地目地積	畑 1 筆で 166 m ²	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大谷地 3264-275	
	地目地積	畑 1 筆で 236 m ²	

申請地は、飯豊町役場から南に約 2 k m、小白川十文字近くの位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。申請地については公共投資事業の対象となっていない小集団の農地であり、第 2 種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、申請地は民家裏に隣接する農地であり用途は園庭及び雪捨て場として宅地利用するものです。詳細は園庭 60.69 m²、家庭菜園 71.31 m²、合計 132 m²全面積使用となります。工事着手は、許可後で、令和 4 年 3 月 10 日頃までに工事を完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は土地取得費 3 万 9 千円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認しております。取水はしない。汚水、生活雑排水については該当いたしません。雨水は地下浸透であります。土地改良区との関係性ですが、地区外であり、白川土地改良区に確認しております。続いて被害防除計画について説明いたします。盛土造成は行わず現状のまま使用します。その他、建物等の建設は行わない計画でございますので、近傍農地への影響についてはありません。農業用排水施設等に及ぼす影響もございません。委任状を添付しております。以上の内容について、11 月 16 日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。

続いて番号 2 番につきましても、転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、番号 1 と同様な計画でございます。雪捨て場 28.57 m²、家庭菜園 117.44 m²、通路 19.99 m²、合計 166 m²全面積使用となっております。工事着手は、許可後で、令和 4 年 3 月 10 日頃までに工事を完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は土地取得費 4 万 9 千円となっております。残高証

明にて確認をしております。取水排水計画、土地改良区、被害防除計画との関係ですが、番号 1 の説明と同様です。以上の内容について、11 月 16 日に地元農業委員の〇〇〇と現地確認しております。

続いて番号 3 につきましても、申請地は番号 1、番号 2 同様に園庭及び雪捨て場、通路として宅地利用するものです。家庭菜園 140.84 m²、雪捨て場 82.68 m²、通路 12.48 m²、合計 236 m²全面積使用となります。工事着手は、許可後で、令和 4 年 3 月 10 日頃までに工事を完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は土地取得費 70 千円となっております。残高証明にて確認をしております。取水排水計画、土地改良区、被害防除計画との関係ですが、番号 1、番号 2 の説明と同様です。こちらにつきましても、11 月 16 日に同様に地元農業委員の〇〇〇と現地確認しております。許可の基準ですが、第 2 種農地の転用は、第 3 種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。本案件は、雪捨て場、家庭菜園等の利用となっておりますが、こちらの方々は 3 条の要件を満たしていないための、農地の移動ということで、第 5 条での所有権移転ということで、許可申請となっております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇委員 　　ただいまの 3 件であります。畑は 3 枚続いておりまして、畑を〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の家があたっております。いずれも屋根の雪が落ちることと、畑で使いたいということで、区画もちゃんとしておりましたし、3 人の方に、何ら問題ないと判断しましたので、ご審議のほどお願い致します。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 9 議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 　　農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請がありましたので、説明致します。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里六 648-1	
	地目地積	田 1 筆で 1, 220. 60 m ²	

この事業については、令和 2 年 8 月 24 日付け指令置総農振第 68 号で県知事の許可を受けたものでありますが、令和 3 年度の道路工事を受注、工期が 9 月 30 日まで延びたために事業計画変更申請の許可を 7 月 13 日に受けております。更に令和 3 年度の道路工事の増工事のため、工期が 12 月 24 日まで延長されたため、改めて事業計画変更申請がされました。事務所の撤去、農地への現況復帰を含め 4 月 30 日までの期間延長となります。その他、工事現場事務所の配置等の変更はありません。関係資料を添付しておりますが、前回説明させて頂いた資料と変更はありません。以上の内容について、11 月 16 日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、一時転用の場合、農地復元計画があり、その後農地へ確実に戻すことが認められる場合は、許可ができるとされております。なお、3 年以内の期間であれば、一時的な利用に該当します。許可相当の場合、農業委員会の意見書を添付して県へ進達いたします。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 　　先ほど事務局から説明があったとおり、11 月 16 日に現地確認させて頂きました。現状のまま、後期が来年の 4 月 30 日までということで、工事延長になったということですので、指導ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 10 議案第 5 号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 　　農地経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字大豆田 760-2	
	地目地積	田 1 筆で 1,480 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字台ノ下 2022-2	
	地目地積	畑 1 筆で 3,934 m ²	

すべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に当該委員に係る案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。1 番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件ですが、〇〇〇の田んぼであります。農地パトロールで指摘され、また多面的機能支払でも荒れていると指摘されている所でありまして、〇〇〇が管理をお願いされたということから、3 年契約で無償ということで、新たに契約をお願いしたいということでございます。ご存じのとおり、〇〇〇は何ら問題ございませんので、ご審議のほどお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって 1 番の案件について承認することに決定しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって、承認されることに決定しましたので、ご報告いたします。それでは、その他の議案を審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 2 番の案件ですが、この土地は以前にホップをやっておいて、〇〇〇がなくなってから息子さまが亡くなり、娘さんが相続対象だったんですが、この度、娘さんが相続なったようです。その土地は、道路からだいぶ低くなっており、坂の上り下りが

あり、片方は50cmくらい低いんですが、反対は3mくらい段差がついている畦畔で、そこを借りるのですが、去年までは親戚の人が作っていましたが、その人も高齢になったので辞めたようです。だいぶ低くて、雨が続く場合は、沼地になっていて、〇〇〇の方でそこを埋め立てて牧草にすると聞いております。そこをいわゆる耕作放棄地になっていたところを借りて埋め立てて牧草にすることですので、有難いことと感心している所であります。したがって、問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。日程第11議案第56号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理機構について説明いたします。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇山王原 2289 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 11,820 m ²	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇西谷地 3322	
	地目地積	田 1 筆で 1,068 m ²	
3番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇西佐内屋敷 3596 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 17,849 m ²	
4番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇西佐内屋敷 184-2	
	地目地積	畑 1 筆で 707 m ²	

5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原尻 3259-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,892 m ²	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字新山 2186-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 10,363 m ²	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞二 6477-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 20,182 m ²	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字西上代 5674 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 10,436 m ²	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字中野 1456 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 12,741 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字北原 1546 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 11,725 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町南 1794	
	地目地積	畑 1 筆で 579 m ²	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町北 1642 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,785 m ²	

以上でございます。

議 長

ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。決議することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第17回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前10時16分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年11月25日

議長 _____

署名委員 (6番) _____

署名委員 (7番) _____